

千代田区工事請負指名競争入札参加者指名基準

(7千総経発第90号 平成7年9月1日)
一部改正(8千総経発第134号 平成9年9月13日)
一部改正(14千総経発第20号 平成14年4月1日)
一部改正(7千政契約発第1208号 令和8年3月27日)

第1 目 的

この基準は、千代田区契約事務規則(昭和39年千代田区規則第2号)第36条第1項の規定に基づき、指名競争入札を行う場合、千代田区が施行する工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者(以下「入札参加者」という。)の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第2 定 義

この基準において、各項に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 競争入札参加有資格者
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、区長が工事の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。
- (2) 等級、順位
競争入札参加資格申込受付の告示(以下「告示」という。)に規定するものをいう。
- (3) 当該等級
別表に掲げる等級をいう。
- (4) 発注標準金額
別表に掲げる等級に対応する金額をいう。
- (5) 等級格付工事
等級に区分する工事をいう。
- (6) 順位格付工事
等級格付工事以外の工事をいう。
- (7) 発注工事
千代田区が発注する工事をいう。
- (8) 既発注工事
千代田区が既に発注した工事をいう。

第3 指名の判断事項

契約担当者は、競争入札参加有資格者につき、次の各号を調査のうえ、第4により指名するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況

- (2) 千代田区における指名実績及び受注の状況
- (3) 官公庁等工事の実績の有無
- (4) 既発注工事の施行成績
- (5) 発注工事についての地理的条件（営業所の所在地等）
- (6) 発注工事施行についての技術的適性
- (7) 発注工事の内容に適した専門性
- (8) 施行中の既発注工事の進捗状況
- (9) 工事成績評価による評価結果

第4 指名方法

1 指名する場合の一般的基準は、次のとおりとする。

(1) 工事案件ごとに最も適していると判断される業種（競争入札参加申込受付の告示で示した申込業種をいう。）から指名する。

(2) 等級格付工事においては当該等級に属する者のうちから指名する。

(3) 順位格付工事においては、発注工事の起工金額に応じて、順位が概ね上位、中位又は下位にある者のうちから指名する。

2 1により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

(1) 千代田区内に本店若しくは支店又は営業所を有する者

(2) 発注工事と同種の工事を専門とする者

(3) 既発注工事の施行成績が優秀なもの

(4) 発注工事が次のいずれかの工事と同一業種で、かつ関連する場合における同工事の施行者

ア 最近3年間における施行済の既発注工事

イ 施行中の既発注工事、他官庁工事及び民間工事

(5) 工事成績評価による評価結果が優秀な者

3 不調案件（競争入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がなかった案件をいう。）若しくは中止案件（入札参加希望業者がなく、指名することができず、当該入札を中止した案件をいう。）を再度公告する場合又は指名業者数が十分確保できない場合の指名方法は、1によらないことができる。

第5 直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名

1 契約担当者は、必要があるときは、第4の1の定めにかかわらず、次の2又は3の定めるところにより当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

2 当該等級の直近上位の等級に属する者のうちから指名することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 第4の2の各号のいずれかに該当する者であるとき。

(2) 発注工事の起工金額が、当該等級に対応する発注標準金額の上限に近い工事であるとき。

3 当該等級の直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 第4の2の各号のいずれかに該当する者であるとき。
- (2) 発注工事の起工金額が、当該等級に対応する発注標準金額の下限に近い工事であるとき。

第6 直近上位を越える等級に属する者の指名

契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該等級の直近上位を越える等級に属する者を指名することができる。

- (1) 千代田区内に本店を有する者
- (2) 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。
- (3) 発注工事が高度の技術を要する工事又は施行上相当の困難を伴う工事であるとき。
- (4) 発注工事が千代田区以外の地域で施行される工事であるとき。

第7 指名の制限

契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 不誠実な行為がある者
 - ア 千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成7年9月1日付7千総経発第92号区長決定）に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者。
 - イ 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中である者。
 - ウ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないことなど請負契約の履行が不誠実である者。
 - エ 千代田区発注の工事請負契約に関して関係機関等からの情報により下請け契約関係が不適切であることが明確である者。
 - オ ア～エに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者。
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 同時期に別の発注工事に指名を予定している者。ただし、同時期の発注工事数に比して指名することのできる者の少ない場合にはこの限りでない。
- (4) 同一の発注工事において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員
- (5) 第4の2の(4)にかかわらず、最近3年間における施行済みの発注工事の施行成績が不良であるもの。
- (6) 第5の3により指名する場合において、発注工事の起工金額に対して、官公庁発注の最高完成工事（競争入札参加有資格者について認められている工事をいう。以下同じ。）の金額が3分の1又は民間発注の最高完成工事の金額が3分の2に達していない者。ただし、千代田区以外の地域で施行される工事であるときはこの限りでない。
- (7) 前各号のほか、第3の各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

第8 指名業者数

指名業者数は、別表の工事種別及び発注標準金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名業者数を別表の右欄に掲げる業者数未満とすることができる。

- (1) 高度の技術を要する工事
- (2) 千代田区以外の地域で施行される工事
- (3) 前各号のほか、工事の性質又は目的により同表の右欄に掲げる業者数を指名することができない工事

附 則

- 1 この基準は、平成7年9月1日から施行する。
- 2 東京都千代田区の指名競争入札に参加する者の選定基準（3千総経発第20号区長決定）は廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和8年3月27日から施行する。

別 表

工事種別	発注標準金額（起工金額）	等級			指名業者数
		区内 本店業者	区内 支店業者	区外業者	
舗装工事	2億円以上	A	A	A	10者以上
	8,000万円以上 2億円未満	B A	B A	B	8者以上
	3,000万円以上 8,000万円未満	C B A	C B	C	6者以上
	700万円以上 3,000万円未満	D C B	D C	D	5者以上
	700万円未満	E D C	E D	E	5者以上
土木工事	3億2,000万円以上	A	A	A	10者以上
	1億5,000万円以上 3億2,000万円未満	B A	B A	B	10者以上
	4,000万円以上 1億5,000万円未満	C B A	C B	C	8者以上
	1,000万円以上 4,000万円未満	D C B	D C	D	6者以上
	1,000万円未満	E D C	E D	E	5者以上
建築工事	4億円以上	A	A	A	10者以上
	2億円以上 4億円未満	B A	B A	B	10者以上
	6,000万円以上 2億円未満	C B A	C B	C	8者以上
	1,600万円以上 6,000万円未満	D C B	D C	D	6者以上
	1,600万円未満	E D C	E D	E	5者以上
設備工事	4,500万円以上	A	A	A	8者以上

	1,800 万円以上	4,500 万円未満	B	A	B	A	B	7 者以上	
	600 万円以上	1,800 万円未満	C	B	A	C	B	C	6 者以上
	600 万円未満		D	C	B	D	C	D	5 者以上
その他 工事	4,500 万円以上								8 者以上
	1,800 万円以上	4,500 万円未満							7 者以上
	600 万円以上	1,800 万円未満	-						6 者以上
	600 万円未満								5 者以上

注① 区内本店業者とは、千代田区内に本店を置き営業する者をいう。また、区内支店業者とは、千代田区内に支店又は営業所などを置き営業する者をいう。

② 等級欄に例えば「C B A」とあるのは、C等級の業者を中心にB等級及びA等級の業者も指名することができるという意味である。